

第六 ナポレオンの樹立したヨーロッパ新秩序の本質を論ずる場合には單に政治や思想に留まらず經濟別してナポレオンの工業統制に迄掘り下けて考へなければならぬ事がある。

## 家老 (下)

結局ナポレオン戦争は未だ輕工業時代の戦争であつてよしや政治・思想・經濟が本戦争に動員せられて参加したとしても決して第一次世界大戦以降に見られる如き現代的總力戦ではなかつたのである。以上

### 平山敏治郎

## 五

武家の集團的組織のうちに總じて年寄と稱せられる人の地位高く、職掌も重きを奉ずるところであつたことは、武士の階級が成立して來る地盤に深く抵ずものがあつたのである。

武士はもとさむらひと呼ばれてゐた。この語は侍者もしくは伺候人などさむらふ者を意味してゐる。體力人に超え武勇衆に勝れた輩が平安朝の中頃より中央の貴族權門の身邊に近侍して、その警護に任ずることがあり、さむらひの語が行はれ、その職とする武力によつて又武士の名をもつに至つたのであつた。平安朝の末には京都の貴

族階級には、世上の物騒しさから因習的な生活を保障するためにこれらの徒の活動に俟つところが頗る多くあつた。かくて武士は都城に數多く見られることゝなる。併しながらこれは條坊の住人のうちから必要に應じて發生し來つたものではなかつた。その成立の地盤は主として地方莊園であり、名田の所有者として田圃牧野の間に育成されたのであつた。當時の公家朝臣らの地方と交渉をもつところは、専ら莊園所有の關係を通じて、その經濟的な利益を取得するに過ぎなかつた。單り物資のみならず又勞役する人をもこれに求め、その保護維持は一に名主たる莊内の勢力に依頼するところとなつてゐた。且つ又その地方官に補任されることはあつても、多くは形式的な遙任に止まり、給分を對象として、その身は京師を出づることなかつた。實際に國務に與るのは所在の在廳官人であつた。これらの官人は言ふまでもなく地方に居住するいはゞ譜第の家柄をもち、これも亦私領を多く所有する者であつた。かくして一方には勇士の待望されること多く、他方に政治の實權を専らにして、土着自彊の

権力は伸張され、武士の發生とその自覺を強めることになつたのである。中央と地方との關係にはかくて律令的な社會統制のうちから異質的なもの出現を見ることになつた。

地方を背景として興起する武士の間には、曾て中央に志を得ずして世々地方官を歴任し、門地も高く多年統率の實力を長養した源平兩氏らの名族が指揮命令の權勢をもち、京都もしくは地方的な紛糾争闘に参加してその團體的な行動を訓練し、その間に主従の恩義の精神を紐帶とする結合が組織されて、こゝに一つの社會勢力としての武士階級を形成する。武士の組織と精神とは都市的でないものがある。このことから律令的な官僚貴族階級の地盤となつてゐた都市的な生活に對していはゞ非律令的なものが認められるのであつた。

律令制度は我が國古代國家の成立の基盤をなすものであつた。併しながらこれは地方民間の生活に如何なる程度にまで滲透して實績を擧げてゐたかは詳かでない。その理想主義的な合理主義的な政治は、地方行政に關して

も整然たる規定をもつて臨んでゐる。これが百姓の國民的自覺、個性の發展に尠からざる刺激となつたことは認めざるを得ないが、上層組織は兎も角も、その下部の直接に村落生活に附與された制度には多分に振制的な形體を整へるばかりで、實際には民間生活の内部にまで行互つてこれを再組織するまでに變改し得たか否かは頗る疑はしい。郡司、郷長、里正等は新に制度立てられたものであるが、これらは所在の譜第名族の間から選任されることになつてゐた。即ち村落居住者としては典型的な家族であり且つ有力な指導者たり得る位置に古くからあつた家柄として擧げられたものであつた。従つてその立場は言ふまでもなく百姓の側にあり、傳統的な生活の保障に力をそゞぐこと多くあつたことが想はれる。

又大化元年には地方行政の單位として五十戸を以つて一里と定め、その後靈龜元年の式は里を改めて郷となし、その下に村を里と稱することも程なく行はれてゐる。官府の文書には爾來この郷が専ら用ゐられる様になる。元來村落はいはゞ自然的發生に形成されたものと理解され

てゐる。かく言はれるのはその成立が各地の風土に制約されるところ強くて、構成に與かる戸數もしくは家族的結合體の數が劃一的な制限を行政的に受けるものではなかつたことをも意味してゐる。古史に散見する磐余邑、忍坂邑等の村邑はこの様な村落であつたに相違ない。かゝる大小不整の村落が最も古くあり、こゝに地方生活の本來的の形態と機能とが實質的にあつたのであつた。所謂村里がかゝるものとしての村落と同じいものであつたとすれば格別であるが、こゝに規格統制的な郷を設けて以前からあつた村落生活を解體せしめ、百姓の安居樂業を脅さずに終つたと考へることは稍不安である。養老五年下總國葛飾郡大島郷の戸籍の示すところはその好い例となる。畢竟するに郷の設定は徵稅の便利などの如く専ら行政上の便宜に基くものであつたに過ぎなかつたと思はざるを得ない。

右の推定を裏付けるものとして、一旦は制度として姿を沒した村の名がなほ史料の上に求められることがある。例へば續日本紀に「行幸伊勢國中略是日到(大和

國)山邊郡竹谿村堀越頓宿(天平十二・十・壬午條)、「(國中連公麻呂)以居大和國葛下郡國中村因地命氏焉」(實龜五・十・己巳條)、「其山背國者皇都初建既爲登下慶賞所被合殊常倫今年田租特宜全免又長岡村百姓家人大宮處者一同京戸之例」(延曆四・五・癸丑條)など見え、かゝる例示は同書ならびに以後の正史實錄にも尠からず指摘することが出る。又出雲國風土記は靈龜元年の式の典據となるものであり、天平五年に勘造されたこと明かな記録であつて、土地の名號一に郷里と稱してゐるのであるが、それにも拘らずなほ數々の村の名を記してゐる場合がある<sup>⑧</sup>。これらの諸例を通じてその何れもが單なる地名ではなく、もしくは歴史的な叙述に就いて遡つて述べられたものでもなくして、村落の當時に實在したものに係けて言はれてゐたものであつたことは疑ふ餘地はない。郷更に云へば里をも含めて新しい制度による地方行政の下部單位が村落の實體に必ずしも相即するものではなく、擬制的にこれを覆被するに過ぎなかつたであらうとする想定は更に強められるのである。のみならず一方に奈良

朝の末頃から連りに墾田の開發が行はれ、次第に大規模な莊園の經營が興るのであるが、これらに關聯して形成された聚落にも亦村の名が見られる。その早い例としては天平二十年二月八日弘福寺三綱牒に見える大和國廣瀨郡の莊家は同郡大豆村にあつたこと、天平勝寶元年十一月の和泉國久米田村の寺領流記坪付帳に寺は泉南郡上池田村とあることなどが挙げられる。東大寺領の越中ならびに越前國の諸莊も初めは皆村の名を以つて現れてゐた。即ち國衙の支配の下にあつては、制度として實體を覆沒して、その名を消した村落は、こゝに新に墾田の莊園の開立に伴つて成立した聚落に就いて再び呼ばれるところがあつたのである。これらが自然村落として成立したことは異論のないところであらう。村落の結合が共同體的な組織と精神とをもつてゐたことは言ふまでもない。従つて莊園に村落が新に形成される時にかゝる方向を辿つたこともその本質的な傾向であつたのである。國衙の支配の下にあつた百姓の生活が村落的主體性を依然として持ち續け、共同體的結合の鞏固であつたことはこれに

よつても認められなければならない。即ち古來の村落は郷里の制のうちにも存続し發展しつゝあつたのである。古來と言ふのは一に律令制以前の様式のなほ強くあることを意味する。かゝるものとして村落生活は非律令的なものを多くもち、その傳統は永く生々と繰返されて展開するのであつた。先に武士の集團が非律令的なものをもち、それが地方生活に抵するものであると述べたことはこゝに關聯するところがあつたのである。武士階級の構成した組織と精神とは古代村落の生活の傳統を繼承するものであつた。村落生活が常に古代的なものをもつと言はれるのは實にかゝる傳統の強くあり、本來具有するところの形態を保持して、我が國に於いてはこれを一旦俄かに瓦壞變化させることなく、徐ろにいはゞ自然的な展開を遂げ來つたことの謂であつたのである。

## 六

古い村落生活のうちに古老と稱せられる者があつて、部内に權威をもつてゐたことは和銅六年に諸國の風土記

を撰進せしめられた詔書にも「古老相傳舊聞異事」を書き上げしめることがあり、これに應じて常陸國風土記は先づ「常陸國司解 申古老相傳舊聞事」と記してゐる。

國郡の舊事は多く古老の傳承を書留めたものであつたことは他國の場合も同様であつた。こゝに見える古老はたゞ老者であるの謂ではなくて、年老いて知識豊かに經歷にも亦富み、所在に推重されてゐる者を指すものであつたと考へられる。又儀制令に載せるところの所謂郷飲酒の規定にも「凡春時祭田之日集郷之老者一行郷飲酒禮使人知尊長養老之道」と記されてゐる。郷の老者は先の古老よりも一般に老人を意味してゐると思はれるが、良民であることは言ふまでもなからう。令の成文には唐令の制度に影響を受け、これを祖法とするところの多くあつたことを考慮しなければならぬが、併しながら村落の生活に老者即ち古老たちを中心として春秋の耕穫の時に祭りを行ひ、人別に食を設け齒を以つて坐に居つたことは、我が國古來の慣習であつたと認めてよからう。古老・年寄を第一に置き、次いで以齒居坐即ち所謂年齡階

級的な秩序は村落の結合の本質的精神に基くものであつた。かゝる構成は古代社會にあるものであり、更に云へば氏族制度にも結び付くものがあるのであつた。

氏族制度の社會に於いてのこの種の生活の實情を精細に叙述することは容易ではない。一の氏族共同體が村落の結合をなしてゐたこと、即ち地緣的な共同體である村落が同時に又血緣的にも鞏固な紐帶をもつて組織されてゐたことを端的に立證するに足る史料は寡聞にして未だこれを知らない。村落共同體は祭祀の儀禮に於いても生産の勞働に於いても乃至はそれらに伴ふ藝能の娛樂に於いても統一ある主體としての機能をもち、部外に對する政治的な自主性をも強く有するものであつたと考へられる。これに就いて最近の研究は古代村落の内部構造に世帯共同體なるものを認め、父家長的な大家族の集合體が村落構成の單位であつたと考へられてゐる。これ律令の制度より言へば房戶の結合體である郷戶主の戸である。家族形態の發達の段階に就いてこれを見れば、郷戶の親族共同體は氏族より構成の規模は小さく、その統

制的な歸宗性の弛緩して解體分裂の過程にあつたと推定される。家族の歴史は一に個性の發達に伴つて展開するものであつた。同時に村落の結合も血緣的なものより地緣的な紐帶を明かにして來るのである。世帯共同體はなほ血緣的な基盤に立つてゐたものと解せられてゐるが、養老五年下總國大島郷の戶籍、神龜三年山背國愛宕郡雲上、雲下兩里の計帳をはじめ、當代の戶籍、計帳の多くは所在に一姓氏の血緣に繋がると思はれる家族の聚居してゐたことを如實に示してゐる。従つて村落構成の祖型として、延いては家族形態の祖型として氏族の分析は當然試みられなければならない。

最も純粹な形態としての氏族は同一血族の團體であり、祖神の血統の傳承が信仰としてこの結合の紐帶をなしてゐる。一氏族に屬する氏は各個人にはたとへ異なるところはあつても、その祖先に至つては一の神に歸するとする精神と、氏族間の各個人は等しく同胞であるとする意識とがこゝに與つてゐるのであつた。従つてこゝには家族内の生活と等しく階級的な對立的な意識は存して

るない。氏族連帯なる相依相助の觀念が精神的基礎をなしてゐるのである。かく氏族制度の社會の根柢には氏族連帯の思想が働いてゐると考へれば、この關係からこゝには眞の階級がないと同時に眞の個人的意識の發展も無いとも言ひ得られる。かやうに西田博士の述べられたところに古老の存在する立場は興へられるのである。

凡そ人間の社會生活を營むことに關しは階級の存在しないことは到底考へ及ばぬところであらう。階級は社會的秩序を維持する本質的な制度である。宗教・政治・經濟その他の社會的支配力となり得る權力の存するところには、必然的にこれを行使する人々を中心として階級的な秩序が組立てられることは疑ひもない。これは個人的意識と關聯してあると考へられる。従つて氏族制度の社會に就いて、その成員は同胞平等の觀念をもつてゐたことに於いて眞の階級がないと語られたことは充分に認められるのであるが、併しながらこゝにもなほ階級的な秩序となるものが實は存するのであつた。年齢のもつ長幼老若の層位的な結合がこれである。年齢階級は文化的な

意圖を多く含むものではなかつたかも知れぬ。いはゞ自然的な結合にかゝるものであつたとも云へよう。そこには即ち社會生活の本來具有する精神があり、素朴な組織の秩序があると考へられるのである。かゝる形態は氏族制度社會には認めらるべきものである。

氏族の統率者である氏は多くの氏人を率いて祖神を崇め祭り、この宗教的な行爲を通じて集團の結合を固くするものであつた。従つて氏上は神と人との中間的な存在であり、神に對しては氏族を負ひ、氏人に對しては神を代表するものであつた。この様な氏上の權威は如何にして成立するものであつたらうか。如何なる者が氏上たる資格を有してゐたのであらうか。かゝる疑問に對して父家長的な直系相續は未だ有力なる解答とはなり得ないであらう。かゝる形態は個性の發達と共に來るものであつて、同胞平等の意識の下にはなほ顯著ならざるものであつたとしなければならぬ。恐らく氏上の繼承は氏族の年長者たることによつてのみ行はれるものではあるまいか。所謂古老なるものが神を祭る者としての資格をも

つてゐたと考へたい。かうした推定を傍證するものとして古代の戸籍がある。もとよりこれは律令的な法制に基いて作られたものであるから、大化改新以來の政治意識に示される個性的のものを尊重する精神が盛られてゐて、以前の社會構成とは多分に異質的なものを含んでゐることは考慮しなければならぬ。例へば人は綠、小、少、丁、老、耆の六等級に分たれ、年齢によつて國民としての義務に差等がつけられてゐた。こゝに見られる年齢の區分は先に云ふ年齢階級とは意味を異にしてゐて、共同體的組織ではなく個人としての屬性に關するものであつた。六十一歳以上の老丁もしくは耆老は、二十一歳以上六十歳以下の正丁に對して公民としては重視されぬところがある。併しながら戸主の地位は終身であつて老人の隠居することは原則としてなかつたものゝ如くである。大寶二年御野國味峰間郡春部里の戸籍には父の六人部加里は年八十に至つてもなほ四十にして三人の子をもつ嫡子に相續させることなく戸主たる地位にある。かく老丁、耆老にして戸主をなしてゐる例は外にも尠からず

見ることが出来るのである。又母が家族として記されてゐることは多くあり普通の狀態であつたが、父が戸主でなく登籍されてゐることは、下總國葛飾郡大島郷の戸籍に一例あるのみであつた。右の少數の事實からも公民としてゝはなく所在村落の居住者として老者の位置は高くあり、このことが戸籍の上には年高くして戸主たるべき資格を保有してゐたことに反映してゐると考へられぬものであらうか。

これを要するに村落構成の祖型としての民族的聚落もしくは郷戸を單位とする村落結合の内部に古老など稱せられる老巧な年寄が尊重され、氏上もしくは家長、戸主の身分が同時に部内の代表者、指導者たる古老の地位に相當してゐた。これらの階級的な仲間を上に、以下年齢による層位的な組織があつて共同生活が營まれてゐたと考へるのである。かやうな形態が古代に見られることは即ち本質的なものであつたと認めてよからう。それが政治的には風土記撰進に應ずるものであり、宗教的には所謂郷飲酒の規定に窺はれる如き上座者としてあつたので



ある。

## 七

古老・年寄の機能的な立場には、村落共同體の歴史的展開の過程に伴つて、時代的な變遷が見られるが、傳統的な本質的な地位は或種の生活の斷面に於いて今日に至つても強力に保持されてゐて、共同體的生活様式の慣行が永く持續されるものであることを如實に示してゐる。

早く古老の手を離れた機能的な部門は生産行爲の指揮であつたかと思はれる。農業經營の勞働組織の様式には、現在三つの共同形態が考へられてゐる。その一つはユヒの慣行による各戸の相互扶助の關係であり、一つは家長を中心にして家族もしくは名子などは附庸者の服屬する關係で、オヤコ組織と呼ばれるものであつた。これよりも更に古い形態として一村の構成員を一の組織とする勞働團體が生産に従つたことが推定されてゐる。恰も琉球の古典に示されるカアラ（カワラ）なる頭首の指揮の下に村民が統制されてゐた様な集團の存在が考へられ

てゐるのである。古風土記に記されてゐる多くの村々の開立の傳承はこれを傍證するものと思はれるが、かゝる團體の行爲は古老の經驗した技術と知識との權威によつて指導されたに相違ない。元來農業生産は純然たる經濟的な行爲ではなくして、多分に宗教的な儀禮とも稱せらるべきものをもつてゐたのであるから、これが古老によつて統率されてゐたことは明かである。併しながら他の二形態の今日もなほ現實に行はれてゐるに對して、これがその痕跡を留めぬまでに崩壞してゐるのは、古老の權威の失墜によるのではなくして、一に村落を構成する家族形態の發展、世帯共同體の解體と房戸の獨立、次いで單婚家族の併立する即ち個性的な小家族化の傾向に基くものであつた。農作勞働の組織も亦これに伴つてオヤコ關係を形成し、更にはユヒの慣行を發生せしめることになつたのである。中世村落の共同體的結合はこの様な家族的、經濟的な構造をもつてゐたと解せられる。かゝる村落の住人は名主もしくは田堵として知られる地主を根幹としてゐた。これが一方には武士發生の溫床となつ

たことは先に觸れたところである。

次ぎに古老の地位に變化を加へたのは政治的な部門であつた。村落の自治は自然發生的な性質をもち、古老がこれを統べるものであつたが、國家行政の單位として郡郷里の制度が施かれ、公的な單位となることによつて、郷長里正等が置かれるのを見る。こゝに個人的な才幹が年齢閱歴と共に銓衡の基準になる。事實はこの制度は古老に新しい名稱を興へたに過ぎなかつたとも考へられるが、これらの首長は一人の職であつたことにより、古老の上に臨んで郷村内の行政に當つたのであつて、古老たちとの一座評議が行はれたであらうが、例へば官座の組織に職業的な神職の就任によつて座人の地位の低下した如き變化が生じたことは想はれる。

併しながら制度的な地方官の任命は古老なる慣習的な指導者の權威を失はしめることなく、實際になほ依然たる地位をもつてゐたことは明かにされる。これは共同體に本質的存在であつたから、その解體せぬところには必然的に古老の地位も保障されるものであつたのである。

る。

古老の尊重されてゐた慣行には、早くから國學者たちの注目があつたが、その一人として平田篤胤は古史徵一之卷に、風土記に古老の舊聞異事を言上したことの條を解釋して、その見解を述べてゐる<sup>⑧</sup>。そこに引かれた史料に國老、郡老など以下の職分には何れも正しく國司、郡司などして然るべき職名を有するものがあつたに相違ない。既にこれらの官僚、職人等にもかゝる稱呼の生じ且つ生ずべき理由のあつたことは興味ある事實である。一にその人の所謂古老年寄たるべき年輩閱歴の然らしめたものであらうが、慣習的な生活環境は公私に拘らずに現はされるに足る一般的本質的な性格をもつものであつたのである。

康和五年三月の筑前國怡土郡大野郷田地賣券に村老藤某が保證の署判を加へてゐる(見玉祖探集文書)のは乏しい史料ではあるが、こゝに村老と記されるものは諸國の村長に相當するかと考へられる。村長などの職名は早く改められて制度の上からは里正がこれに代るのであるが、

村落生活の實質が繰返して力強く持續されてゐたのであるから、かゝる名稱の下に一村の行政を統べる者が置かれてゐたことは疑ふところがない。併しながら史料の上からはこれらは現はれるところ少く、實際には郷が重んぜられ、郷長が任務とするところの規定が多く見られるのである。中世のはじめに於ける國衙領にあつても、國郡郷の制は機能的に運營されてゐる<sup>⑧</sup>。就中郷はなほ依然たる行政單位としての主體性をもち、前代に比べてむしろ更に密接な關係をもつてその下部にある村落と交渉を有してゐたと考へられる。即ち既に制度的な村里は自然的な村落に置き換へられて、その姿を没してしまつたのであつた。村地頭、村刀禰らはかゝる村落に係るものであつた。そこに村老なる名をもつ代表者の存した事實は注意される。言ふまでもなくこれは古老の傳統をひくものであつたのである。

莊園私領の占有は中世地方制度の典型をなすものである。もとよりこれは經濟的な利益の追求を目的としてゐて、散在の名田を以つて一莊とするものもある一方に、

一村が數個の領主に分割領有される例も<sup>⑨</sup>あつて、一律にその有機的な存在であるとは言ふことが出来ないが、かゝる擬制的な構成の下にも多くの村落の共同體的生活は營まれてゐた。莊園の管理者たる役人には莊官と呼ばれる公文、下司などの諸職名がある。これらはいはゞ國衙領の官僚に近い性質をもつてをり、公領の村落が莊領となることによつて郡司郷長もしくは村刀禰らが莊官となつた例もあつて<sup>⑩</sup>、外部者として村民を支配するものであつた。部内より選ばれてこれを代表したのは莊番頭であり、莊園内の村には村番頭が補任されることがあつた。これらの番頭に選任される村人は、承久二年六月法橋某上人の下文案（東大寺文書）に東大寺領伊賀國黒田莊に就いて「當庄番頭者古老之百姓中簡器量所定彼職而已」とある如く、村内の名主のうちの古老たるべき人柄であつたのである。こゝにも古老の輩が村落住人として代表者たる地位を保ち續けてゐたことが看取される。新に設定された莊領の職人には傳統的なものを崩すことなく、その組織に取入れることがあつたのである。番頭は

郷長らの一人の所役であつたのに對して數名を併せ用ゐることもあり、紀伊國粉河莊東村では文明十年に番頭衆として同村の公事錢の算用狀を上つてゐる（高野山刊行舊

領内文書第一冊八四）。又山城國狛野莊には十二番頭が置かれてゐた（大乘院寺社雜事記文明十七・十二・廿七條）。これ

らは莊官の下にあつて専ら年貢徵收に従ふ村役人であつた様である。従つて古老の百姓は全く番頭に轉身するのではなくして、番頭と古老と兩者の存する場合もあつ

た。寶治二年三月紀伊國名草郡小野田郷左平士は下地山野と宮座の資格とを嫡女に讓渡すために「小野田郷ノヲトナ刀禰神主等寄合定置」く讓狀を作り、兩番頭の署判を得てゐる（給伊續風土記）。又粉河莊東村と安良見村とか

正平十三年に粉河寺六月會相撲頭役に就いて爭論した際に、安良見村より古老百姓を召上られて御札明あるべきことを言上してゐる（高野山舊領内文書第一冊二一五）。越前國河口・坪江兩莊には宿老百姓があり、田樂頭反錢並びに造内宮反錢に就いて、寺家に參上して百姓よりの子細を申入るべきことを求められてゐる（大乘院寺社雜事記覽

正元・二・四）。かくの如く古老の百姓は村内の有力者として一村を代表し、事ある時には莊園領主らとの折衝に當つて村人の福利を保障するものであつた。

番頭の制の見られない莊村に於いてはこれらの人々が當然全體的な指導者であつたことは言ふまでもなからう。應安三年八月に近江國與島庄の百姓らが下司代津田某を彈駭し、その譴責に堪へず逃散せんと言ひ、處分を乞うてゐるが、その文中に老百姓三人が召置かれたことのある由を述べてゐる（大島與島神社文書）。又紀伊國隅田八幡宮座敷の相論に就いて、應永二十六年八月に石清水より尋ねる子細あるべしとて「隅田政所并和佐三ヶ所仁在庄一族之中宿老七八人」の參落を促したに對して隅田一族より老者六人が起請文を上つてゐる（高野山舊領内文書第二冊）。永享五年四月山城國伏見郷と炭山郷と堺相論の時、幕府の奉行人は郷々の古老百姓等<sup>⑥</sup>の名字を注進せしめてゐる（看聞御記永享五・四・十六條）。この郷には又をとなど稱する者があり、「下野良有今曉遠行云々地下之おとな也不便々々」（同書永享七・四・十二條）と見える。

又「淨喜<sup>政所</sup>地下おとなり今日經營云々」(同書永享六・二・

卅條)と記されてゐるのは、この地位がをとな成の儀禮を行つて承認されたことを示してゐる。をとなは古老中の古老であつたのである。同國山前莊にも古老百姓がゐた。永享八年五月十九日山前と觀音寺との山相論のことにより兩村百姓が湯起請を書き、山前からは古老百姓の願阿が代表となつてゐる(同書)。興福寺領の藥師堂郷には地下の年寄の中から郷の刀禰を補任する慣習があつたが(大乘院寺社雜事記康正三・四・廿八條)同じ寺領の井戸・脇戸・無縁堂らの村々にはそれ／＼にとながめて、總郷のことは一に集會によつて衆議決定してゐた(同書明應三・五・四條)。かゝる事例はなほ多くあつて枚舉に遑ない。

室町時代の末頃に一般に見られる總じて惣中と稱せられる地縁的な自治結合體はこれらをとなと深い關聯があつた。戰亂鬪争その他による社會秩序の弛廢、村落生活の窮迫する不安な状態に於いて、地方制度の統制も弱體化し、莊園領主の保護も無力となつては頼むところは

自彊自存の他はない。かくて村落のもつ傳統的な共同體的機能は更に發揮され自衛の必要から郡惣、郷惣などの聯合體を組織することもあり、その團結を固めるための規約を立て、集議を開き、時あつては武力を發動することなどもあつて、惣中の行動は活潑に行はれる様になつた。その郷郡等の規模に於いては所在の有力な武士が參加して指揮に任ずることもあつたが、惣村惣莊などの自治體は地下の住人殊に武士的な性格を帶び、もしくは村役人となつた名主百姓を中心として結束し、その代表指導者はをとなの仲間であつた。紀州粉河莊東村では康永三年二月阿彌なる者が山地を「東村ヲトナノ御中」へ寄進してゐるが(高野山舊領文書第一冊三三三)、應永の頃にはかゝる取得者として惣村の名が現れて來る。近江國今堀にても鎌倉の末に「今堀村人等定之」と見えるものが、正長元年八月の榮島賣渡狀には「今堀老人」として四人の連署を載せてゐる(今堀日吉神社文書)。これらはをとなであつたらう。同じく菅浦莊は早くから惣莊の結束の強く見られることによつて知られてゐるが、こゝにはヲ

トナ、乙名、老衆、年老、老長、長男などと記される仲間があつた。何れもをとなと呼ばれたに相違ない。二十人のをとなが指導的な集團をつくり、その中に上位の者には特に一老、二老、三老などの名があつて、惣莊の代表者となつてゐた。なほをとなの下に次の乙名(中老)、及び老衆があり、それらに年齢階級的な組織をもつてゐた。かゝる構成は廣く見られる一般的な形態であり、殊に若衆が村落生活に重要な地位を占めるものであつたことは明白であるが、こゝにはことさらに觸れない。

かくて村は惣村の形態をもつて自治的な機能を強めることにより、古來の共同體としての性格を生々と露現する。もとよりそこに古い構成が復活したと言ふのではない。自立的な土地經營者としての家族の地縁連帶的な結合が示され、地下人相互の意志が莊園領主らの擬制的な支配を超越して現れて來るのであつた。同じく莊の名を以つて加賀國金津莊の如き自治的な村落の聯合も形成され、莊としての統一體をなすものもあつたのである(上賀茂神社文書明應二・十・十四)。室町時代に成立する守

護大名領はこの様な村落もしくはその聯合體なる郷、莊を内容とするものであつた。

織田豊臣兩氏の天下統一の事業は地方の制度にも意を用ゐるところが大きく、全く擬制的に形體を留めてゐた莊園體制は取除かれ、且つ武士と農民との身分が明かに區別され、一族分離して武士が城下に聚居して、村落は農民の自治相助的な結合體となつた。江戸幕府の支配の下に置かれた郷村は畢竟するにかゝる統一體としての村であり、前代の惣村の精神を繼承するものであつた。従つてこゝに見られる村役人の制度にも慣習的な名稱は多く保存せられてゐる。地方凡例錄に村役人唱之事として「村役人の唱之義關東方にては名主組頭と云ひ(中略)上方遠國ハ庄屋年寄と唱る所に依てハ庄屋一人年寄一人ありて組頭ハ其外に三四人ある處もあり又庄屋長百姓と云處もあり、甲州などは名主長百姓と云ふ」と述べてゐることによつても大概は知ることが出来る。もはや例示を以つてこれを認めるには及ぶまい。併しながらこれらの諸役も制度として行はれることによつて、次第に名義の本質

は失はれ、世襲的な慣例をもち家柄に固定する傾向の生じたことは先の家老などに見るところと軌を一にする。

徳川封建社會の階級的層位は村落居住者の内部にまで認められるのである。かくて年若くして年寄役の任にある者があり、一方に古老たるべき平の百姓もゐたのであつた。

なほ村落以外にも右に述べたをとな、年寄の存在することはあつた。室町の頃に職能的な座の組織にをとながあつたことは大乗院寺社雜事記などにも見えてゐる<sup>⑧</sup>。都市に於いても早く堺に町老衆がをり、京都、江戸、大阪の三都にも町年寄、總年寄の制が行はれてゐた。長崎の乙名も普聞してゐる。これらは共同體的な結合もしくはその地盤に發達した組織であつたから、かゝる名稱、職制をもつことも極めて自然な傾向であつたと言へる。

## 八

惣村の結合が、をとな・年寄・古老百姓らに統率され代表されてゐたことは前章に粗々述べた。そこには政治

的な自治體としての一面を主として取扱つたのであるがこれを以つて村落自治體の全貌、延いてはをとなの性格が充分に説明されたとは言はれない。なほ究明さるべき部分があつたのである。村が祭祀團體としての機能をもつてゐたことも亦述べられねばなかつた。神の子孫であることを確信し、祭りを行ふことによつて常に神との直

接の連鎖を體驗することは、今日もなほ力強く民族精神の基盤をなしてゐるところである。これが肇國のはじめから傳統的な精神として受繼がれてゐることは疑ひない。古く所謂郷飲酒禮などに親はれる神事の組織があり古老がその最高の地位を占めて祭祀を行つてゐる。村落共同體の機能的な意味は生活の全體に統一的なものであつて、各部分にそれ／＼の組織を形づくるものではなかつた。神を祀る組織は同時に政治的にも經濟的にも發動される有機性をもつてゐたのである。古代村落の發展形態としてその傳統の上に立つ中世の村落が繰返してこれを保持してゐたことは言ふまでもあるまい。をとなが惣村の結合を政治的に統率すると共に村の神社の祭りにも

村人を率ゐる者であつたことは疑ひない。むしろその地位は神を祭る者としての權威に基き、これを通じてその他の生活面にも高きを占め、敬意をうけるものであつたと考へられる。祭を行ふ者は神に近くあつたと信ぜられる。古老・をとなの年齢高く經驗豊かであつたことがさうした性格を形づくつたのである。かくて村民の生活の支柱となり、結合の紐帶となつて中世の村落自治體にもをとなを中心とする神事の組織が鞏固に存在したことが認められる。

かゝる組織は宮座の名を以つて示されるものであつた。宮座に就いては先年肥後和男氏による劃期的な調査研究が發表され、現在慣行されてゐるものゝ大部分が明かになり、勝れた見解も知られてゐる。この外に劃地的な採訪も數多く、且つ豊田武氏により文獻的な博搜による中世の事情も略々究められてゐる。今こゝに繰返して述べることはそれらの迹を追ふに過ぎないのであるが、主題とする古老・をとなの地位を語るためには看過することは許されない。一通りこれに就いても描寫しなければ

ばならないのである。

宮座は肥後氏によつて「神事」組合であると規定されてゐる。「神事」とは一般に祭祀を言ふのではなくて、主として近江に行はれる特殊な行事であり、この地方では現在これが宮座の特徴であると認められたことによるのであつた。これを廣く神事組合として考へることも決して不當ではない。村落の祭祀は本質的には全成員によつて營まれるものであり、例へば氏上もしくは郷の老者によつて祭りが行はれても、その人々のみの祭りではなかつたことは疑ひない。かゝる見解は宮座を「特權組合」と見做す説と著しい對照をなす。この説明も決して謂ないものではなかつた。今日に於いても特定の家筋の者以外には参加を許さぬ村もあり、神主、社司が世襲する例も多くあつた、これらの所謂村座並びに株座の二形態は今日宮座と稱せられるものゝ内容をなして廣く分布してをり、更に言へばすべて神社の祭祀には宮座的な組織を明確にもたぬ様になつた村落に於いてもこの二様式の何れかが見られるのであつた。



古代に於ける村落の祭祀形態が村座的であつたことは

的な理由の存することが多く見られる<sup>⑧</sup>。

異論はない。所謂株座は中世に至つて漸く史料を見出すのである。越前丹生郡朝日村の天王社では延文三年その氏人等が座席を争ひ、正面の西は古よりの氏人の座にあらずと主張してゐるのも(越前若狭古文書選)血縁的な座株の觀念が働いてゐる。この社では兩座の上位に進士家が坐ることになつてゐた。近江多賀神社には鎌倉時代に氏座と郡座とがあり、當時神官であり且つ御家人であつた多賀氏が氏座を占めて本來的な地位にあり、郡座は氏人以外の郡中より選ばれた御家人莊官らの構成するものであつた(多賀神社文書)。その座位には區別があつた様である(多賀神社史)。多賀氏は神官となつてゐたが元來祭神とは關係ない家筋であつた。又紀州隅田八幡は隅田一黨の結合の中心をなす社であつたが、この一族と雖も血縁的には同一姓氏に屬するものではなかつた。(高野山舊領内文書第二冊)たゞしこれらの例に共通するところは同族意識が強いこと及び武士的な身分をもつてゐたことなどが挙げられる。株座の結成の根柢にはかゝる身分的な血縁

然らばかやうにして成立する株座に於いては、村座的な宮座がをとなに支配されてゐたこと、は異なる制度をもつてゐたかとも考へられる。併しながら特權的な座もその内部には同族意識があり、そこに共同體的な精神が働くものであつたから、そのうちには自ら古老たるべきものゝ代表する組織が見られる。隅田一族に宿老者六人があつたことは先にも引いた。又近江栗太郡下田上村の上津神社明應六年霜月の棟札銘は宇野一族ら名字を有する侍分の宿老衆が座人であつたことを示してゐる。即ち村座にあつても株座にあつても等しく祭祀共同體として、成立の事情は異つても同様な組織を有するものであつたと推定出来る。をとなの地位は本質的なものをもつてゐることによつて新しい形態の中にも變ることがなかつたのである。

村落成員が年齢階級的な構成をもつてゐたことから、をとなにその仲間のあつたことは當然である。先に挙げた近江菅浦莊には廿人のをとながあつた。これは數の多

い例であつて、多くは數人を以つてしてゐるのが普通であつた。正長元年八月の今堀日吉神社文書には今堀老人として四人の名があつたが、長享二年十一月の定書には「四人老人」と見えてゐる。これがをとなの仲間であつたらう。又この社には東西兩座があり、それ〴〵に一和尚がゐることも知られる。一和尚は一老と同じくをとなの第一位にある者であつた。奥島莊百姓等應安三年の訴狀には老百姓三人が召置かれたよしが記されてゐるが、應安元年霜月の大島御供料定書にはこの莊を構成する津田・島兩村は大島奥島神社の神事に大座と稱する宮座を組織して、「左右の横座」なる座敷があり、「兩横座四人づゝ」「四人づゝのおとな」が坐ることになつてゐた。文安以來の御供料日記にも「ヲトナ中四人」、「四所ノ大男中」などゝ見えてゐる。即ち大座は兩村が左右に分れて形成し、四人づゝのをとながるたことを示してゐる。これが神事の組織であつたと共に村落自治體の中核をなすものであつたのである。蒲生郡馬淵村上島天滿天神社の神像の大永八年の修理銘に「時長者へ右ノ一和尚道祐左ノ一和

尚道觀」とある。栗太郡金勝村上砥山日吉神社の明應六年の棟札銘には「當庄老長一老淨心二老善阿彌」とあるのもその背後に更に何人かのをとなの仲間をもつものであらう。蒲生郡馬淵村の諏訪神社慶長四年九月の棟札銘には「南村村人一和尚宗清入道二和尚道祐彦太郎又二郎又一右一和尚彦九郎二和尚兵次郎三良衛門仁左衛門助六」と見えてゐる。宗清入道は當時八十四歳であり、この左右五人づゝの者が年寄衆であつた。村人一和尚と記してゐるのは宮寺福壽寺に一和尚以下の僧がゐたことによる。尤もこの稱も疑ひなく僧團的な發生であつた。

これらのをとなの資格は言ふまでもなく年齢階級的な順序を経て得られるものであつた。村座に於いてはこれは専ら年齢により、座入の時期には慣習的な規定があつて一定しないが、原則的には實年齢と平行するものであつた。紀伊名草郡田尾村慶長十二年正月の宮座定書（紀伊續風土記）には「當村宮座と申者左右兩座共年次第に居上りに座敷へ付申候森殿家也老若にかまはず先祖より上座候」とあり、森一族の特權を除いて他の村人は年齢順

に座に付くことになつてゐた。かゝる場合にはそれ／＼の仲間に入るに手續がある。山城伏見郷政所淨喜の地下をとんなりのことは先にも引いたが、「御香宮猿樂祿物等悉淨喜致沙汰以外大儀此間經營也」と記されてゐる。永正元年霜月近江今堀日吉神社の直物次第には、頭人を請けた者、をとな成及びゑほほしの披露をした者より錢を座中に出してゐる。この種の記録は斷續して江戸時代にも及び、年により錢の額に高下があり、米で差出すこともあつた。野洲郡北里村野村神社では天文四年八月鳥居造立の際に、をとな成、ゑほほしきを行つた史料があるが、こゝには「上ノおとななり」「村人おとななり」と區別があつた<sup>⑧</sup>。をとなは宮座の代表的な重要な仲間であつたから、をとな成りは極めて暗の儀であつたことが窺はれる。

これらのをとなの任務とするところも従つて重いものであつた。世俗的な成敗、統制に關しては言ふに及ばないが、宮座が神を祭る組織であるから、をとなはこれに就いて最も大切な責務を擔ふものであつた。祭りを行ふ者としての資格は一にをとなの仲間に委ねられてゐた<sup>⑨</sup>。中世に於ける端的な史料は見出されないが、古くこのことがあり、現在もなほをとながこの地位を保持してゐる例は尠からずあることによつて推察するに困難でない。大島與島神社應安元年の御供料定書に「左之横座十一前同二らうゑ十一前右之横座十前同二らう十前此分をおろすへし兩横座四人つゝ、ハ九度節供にハ上衣にて可有出仕其余之村人はひたゝれにて可有出仕」と記されてゐる。をとなはその地位を示す一定の式の服裝を着し、年中の祭祀に出仕して高い座席を占め、直會をうけることになつてゐたのは極めて自然であつた。就中一老、二老に相當する者に特に定めるところのあつたこともこれが最高位者として尊重されてゐたに外ならない。なほこの仲間は神社の經營にも一切の責任をもつてゐた。康正元年正月美濃池田郡宮地村熊野天神兩社神田之記によると、この神田は本郷のをとなが座の評議に従つて管理する規定になつてゐた。これも亦重要な仕事であつたのである。

宮座の組織は今日もなほ相當に鞏固な組織として多く

維持されてゐる。主として五畿内及びその周邊部に標式的な形態を留めてゐる。をとな・年寄の仲間も亦こゝに權威を維持してゐるのである。神主の職が様々な意味をもち、又頭人の慣行があり、更に又職業的な神職の奉仕が一般的になるに伴つて、その職能も縮少され、單に座中の上位に列して祭りに参加する例も多くなつてはゐるが、村人としては依然として神事に於ける最高の座席を占めてゐて、形式的ではあるがその資格は尊重されることに變りはないのである。

これを要するに村落生活の間には古老・をとななど總じて年寄と稱せられ、その名の如く年齒高く經驗に富む人々が尊ばれ、村人を代表し、指導し、統率して、宗教的に政治的にもしくは經濟的にも、即ち村落のあらゆる機能的な活動に主動性を擔ふ者であつたことは粗々明かであらう。歴史はこれらの人々の權能にも變化を興へ、部門を制限し權威を縮少する傾向があつたことを示してゐる。併しながら古老の存在は村落が本質的にもつ構成であつたことは明かであり、その傳統的な形態にはなほ變

第二十九卷 第四號 九二  
るところがないと稱することが出来る。

以上に概觀的に村落社會の發展を見、古老・をとな・年寄らの老者がこゝに代表者、統率者としてあつたことを素描したのであるが、その直接の目的は武家社會成立の地盤としての村落を考察することにあり、幕府、大名家等の重臣に家老・年寄と稱せられる地位のあることを發生的に述べようと試みたのであつた。従つて村落生活自體を考へるためにはあまりに制約された觀點からした嫌ひがあることは充分に認めてゐる。

武家社會が共同體的な精神と形態をもつことは、その階級的な訓練によつて強化されたところはあらうが、一にこれを組織した武士が會て村落居住者のうちから起り、その傳統を以つて新しい階級的な社會を建設したことに基くものであつたと考へる。従つてそこに高い位置を占める年寄、家老ら一聯の名稱も性格も、その源流として村落生活のうちに求められるものがあつたことは疑ひない。言ふまでもなく古老・をとな・年寄らがこれに

相當する。武士の主宰した封建的社會態勢は村落をその基礎にして樹てられた。封建制度は村落にも種々なる變形を與へることがあり、武士集團の文化は村人の生活にも影響するところが多くあつた。この二つの共同體は永く密接な關聯をもつてゐたのであるから、文化の交渉は絶えるところがなかつたのは勿論であつた。併しながらわれ／＼は常にその下降的な傾向にのみ注意を惹かれがちであつた。武家の階級的成立とその文化的形成とが完成して後には、かゝる方向は壓倒的であつたとしても、

武士が村落的精神をもち、これが武家集團の内部に強く存したことをも顧みることが必要であらう。この場合村落精神と言ふのは古代的なものであり、本質的なものであることによつて更に言へば民族的傳統とも置換へられるものである。かゝるものが武士に明白に看取されるのは勿論であつた。この小論に於いてはその一つの現象として古老に就いて述べたのである。たゞをとなたち村の年寄が村人の上位者として神に奉仕したことは家老たち武家の年寄が家臣の上位者として主君に奉公したことと

は形態的には相異なるものをもつ様になつてはゐるが精神に於いては同じいものがあつたと言へる。村人の神を祀る心はやがて君に仕へる心であつたのである。

附記 本稿を草するに當つては、西田教授よりは種々と御示教を賜り、又國史研究室の諸教官、先輩、同僚の諸賢からも教へられるところ尠くなかつたことは心からお禮申上げるところである。

註⑩ 續日本紀天平勝寶五年九月壬寅の條に「攝津國御津村南風大吹潮水暴溢毀損廬舍一百十餘區」と見えてをり、常陸國風土記信太郡に「乘濱里東有浮島村(中略)戸一十五烟里七八町餘」とあり、又播磨國風土記印南郡に「大國里土中所以號大國者百姓之家多居此故曰大國」などある。かゝる實例は多く求めずとも村落の形成が自然的であり、構成する家族もしくは戸烟の一定數に限られるものではなかつたことは承認されてよからう。

⑪ この郷の戸籍によれば大島郷は三つの里より成り郷戸の數も五十戸あつたらしくて、令制に典型的な構成を示してゐるが、子細に検討すれば房戸をも明かに記してゐて、その中には課戸となつてゐるものもあり、且つこの郷の郷長

は房戸主であつたことも知られる。その戸數は各里に約四十戸、一郷の合計百三十戸に上つてゐて、奈良朝のはじめにも既に制度と實際とはかくの如くに離隔してゐたことを知り得る。かゝる事實はなほ多く存したであらう。

⑳ 意宇郡に「里田驛郡家同所今那家西北二」里有黒田村、「秋鹿郡に「凡

渡村田水南北別耳古老傳云嶋根郡大領社部臣訓麻呂之祖波蘇等依稻田之澗所彫掘也」大原郡に「所以號大原(中略)」號曰大原往古之時此處有那家今猶追舊號大原今有那家處云斐伊村」などゝあるのはその好例である。村名はなほ多く見えてゐる。斐伊は又郷の名ともなつてゐて、那家の所在地であつたことも注意される。

なほ當代の村落が村名を負うてゐたことを知る史料として盤異記がある。こゝに載せられた説話には數々の村名が記されてゐる。

㉑ 常陸國風土記の行方郡の條に備括氏麻多智なる者が繼體天皇の御世に郡より西の谷の葦原に墾田を開き、夜刀神を社に祀つてより、今に至つてその子孫等祭りを絶つことなしと記し、同じく香島郡に天降つた香島の神の社の周圍に卜氏が居住して、年毎四月十日には同族の男女集會して祭を設けてゐると述べてゐるが如き、又播磨國風土記に多く見る地名の起源を説く傳承に、村落の開立が或氏姓の祖によつてなされたと言ふが如きは何れも民族的な村落がそのはじめにあつたことを想定せしめるものがある。

㉒ 古代家族ならびに古代村落の問題は近時活潑に論ぜられ清水三男、藤間生大、石母田正ら諸氏の所説に聽くべきものがある。

㉓ ユヒは結ふと言ふ詞から出てゐる。従つて本來相結ぶこと、結合を意味してゐるが、労働組織としてのユヒは二戸以上の家族が相互の勞力を結集して一體となり、順次に各家の農耕その他の仕事に協力することである。堀河院百首に「ゆひもやとはでさなへとりてむ」と見え、相當早くから村落の共同労働の方法となつてゐた。今日ではその労働の範圍は極めて多種に亘つてゐる。ユヒ、ヨヒ、イヒ、エヒなど地方により訛るものがあり、又カハリシゴト、テガハリ、カタリアヒなどの方言もあるが、何れもユヒの方法を指してゐる。

㉔ オヤコ關係が血縁的な生みの親子のみならず、曾ては更に廣く地縁的に所謂假の親子を含むものであつたことは既に民俗學はこれを證明した。その實例は今日も多く見られる。これは村落の地縁的親昵性の基礎に立ち、相互媒介的に村落結合を鞏固にすることがあつたのである。こゝに言ふ労働組織としてのオヤコは強力な舊家としての大地主、東北で地頭、且那もしくは親方衆など呼ぶ者をオヤと仰ぎ、村落はその分家族人より成る如き場合に見られる。分家と言つても必ずしも血縁的な關係に基かず、名子、ケラ

イなど奉公人の分家をも含み、子方の者たちが家族意識をもつて結合し、この家族關係が勞働組織となつてゐるものを指してゐる。そこには賃金給附による雇傭契約とは異なる精神があり、古い郷戸的な大家族もしくは初期の武士團のもつてゐた結合の形態と精神とに類似するものであつた。

②⑤ 即ち「古へ國々に國老郡老府老庄老古老一老など稱ふ長のありしと見えたりそは京の東寺に秘藏たる古文書ともを見し中に承平二年丹波國多紀郡司解狀の連署に國老多紀臣國老日景公と記し同年近江國蒲生郡安吉郷宇土田庄田地券抄色目之事とある文書に以前の立券文の署名を載たる中に郡老從七位上佐々木山公房雄と見え應徳五年伊勢國大國庄の文書の連署に庄老と云もあり此等の稱なほあり此外應永十八年の田券に國名は破れて見えざれど其連署に一老とあり弘安元年の文書に若狭國太良庄百姓藤井宗民古老百姓眞利眞安など記せるも有きまた豊前國宇佐八幡宮に藏たる元亨二年の文書の寫を見しに連署に府老監代紀朝臣とありこは太宰府の府老なるへし(中略)さて今世にも將軍家の御家老といひ、老と云がありまた市にも驛にも年寄宿老など稱ふがありまた國によりては郡または村にも年寄と稱ふがあるは上古より老人は能く物事を識り行ふものなるにより親ミ並びて其分々の長と倚頼たるから自然に、老と云が職の稱の如くなりて某老といふ稱の出來たりと覺らるゝなり」

と論じてゐる。老と云ふが自ら職の稱の如くになつたと説くこと傾聴に値するものがある。

②⑥ 清水三男氏「國衙領と武士」(史料第二十七卷第四號)には莊園研究がその意味を過大に評價したことに基いて、從來閉却されてゐた中世に於ける國衙領の實體を明確に把握し、その權威が依然たる實力をもつて行はれてゐたことを論じてゐる。

②⑦ 例へば大乘院寺社雜事記文明十五・五・十五の條に松殿の話を書いて、同家領小畷莊は莊家をもたず、十方の他領内に入組んで散在し、百姓の在所も所々に分れてゐるといふ。又東寺領山城國紀伊郡拜師莊も吉野時代頃から近隣諸村入組の莊となつてゐて、曆應三年十月の下司政安田地注進狀(同寺文書)によれば、木幡、八條町、九條等の諸村の作人が見え、同じ頃と推定される。同莊の田數坪付注進狀(同百合文書)には、西九條、鳥羽、竹田、樋口等の近村の村人によつて同莊の土地が所有されてゐた。即ち莊園は領主にとつては經濟體として一個のまとまつた形態をとつてゐたが、これは必ずしも村落としての結合體と一致しなかつたことがあつた。(清水三男氏著「日本中世の村落」一一頁所引)

②⑧ 清水三男氏著「日本中世の村落」第一部第三章第三節。總じて小論のこの章の構成には同氏の所説示教に負ふところが多い。

②⑨ 伏見郷の古老百姓に關して同書には、「就地下罪科事沙汰入殿原地下百姓古老者共於御香宮令書告文」(永享五・十・十三條)など散見する。又炭山郷に就いては「炭山事(中略)炭山百姓老者ハ和睦不可有子細之由申若輩共猶申子細」(永享七・十二・九條)と見えてゐる。

③① 例へば奈良五ヶ所の聲明にこの慣行があり、「五ヶ所之上六人分ヲハヲトナニ定之」(文明九・五・十三條)と見えてゐる。又坂の油座に就いても、「坂油座衆昨日列一參上八人毎事座中事自專仕」(延徳四・二・二條)と記されてゐる上八人がをとなであつたと思はれる。

③② 株座的な宮座の成立にも古代的な精神が認められる。こゝには座中の同族意識があり、祭神と特殊な關係にある一族もしくはこれを結合の紐帶とする數家の血統の組織するところであつた。中世に於いては武士たる身分を帯びた村内の有力な家系も亦神事に特殊な高い地位を占有することがあつたが、そこにも次第に神社との特別な由緒を説く様になり、この傳承を以つて歴史的なものをその組織に組入れることが見られる。總じてこゝに神と血縁的な連鎖を信じた古い精神の傳統が認められよう。氏神なる語の端的な意味はそこに係るものがある。豊田武氏が「神官に異姓を排する習慣の存續してゐたことも宮座の本來的なものがこゝにあることを暗示してはゐないだらうか」(中世に於ける神社の祭祀組織について(上) 史學雜誌第五十三編第十號)

と指摘されたことは示唆するところ大きいものがある。

③③ こゝに見える上ノ者は恐らく附近の諸村例へば蒲生郡鏡山村眞氣神社(應永九年棟札銘)、同郡馬淵村諏訪神社(大永八年棟札銘)などに氏子もしくは氏人と村人とが區別されてゐたことゝ同様な事情があり、氏人らの株座的結合と村人と稱せられるその他の地下人の組織とがあつたのであらう。

③④ 現在の宮座の組織にはその機能的な任務を擔ふ者として神主(村人神主)もしくは職掌神主ならびに頭人(當座)がある。何れも祭りに重要な役割を果すものであつた。これらとこゝに主題とするをとなとの關係は複雑であり、種々な組合せが慣行されてゐる。をとなが神主仲間を構成する村があり、そこにも一老の終身制もしくは仲間の交替制が認められる。又神主と頭人との區別のない例も多く見られる。をとな、神主及び頭人に就いては改めて私見を述べるが、宮座に最高位を占め、共同體を支配して祭りを行つたのはをとなであつた。神主ならびに頭人の今日見る如き權能はをとなの權威を弱めるものがあつた。それらはもとなをとなの資格のうちから分離して、分離することによつて特殊化されたものがあつたと考へてゐる。